

令和8年4月1日付け人事異動方針

- 1 新庁舎移転に伴い開設予定である三崎出張所の開設準備のため、市民部に担当課長を配置する。
- 2 学校給食調理場の統合等について検討するため、教育部の組織を再編し、学校教育課に担当課長を配置する。
- 3 増大する法制文書事務、訴訟事務等に対応するため、法制文書課に担当課長を配置する。
- 4 国の水産基本計画と一体となって三浦市水産業の更なる発展を図るため、水産庁との人事交流を継続する。
- 5 若手職員の人事異動の標準的な期間を原則2年としていた方針を見直し、本人の希望や職場の状況を考慮し、やりがいを重視した異動としつつ、能力・資質の向上、業務適性の把握にも配慮する。
- 6 在課年数が長期となる職員については、組織の活性化や新たな分野の経験により職員個人の成長を促すため、積極的な配置転換を行う。